

令和5年第4回野洲市議会定例会議案

議第81号 令和5年度野洲市一般会計補正予算（第4号）

議第82号 財産の取得について（コミュニティバス車両）

令和 5 年第 4 回野洲市議会定例会提出案件 (No.2)

1 補正予算 1 件

□議第 81 号 令和 5 年度野洲市一般会計補正予算 (第 4 号)

①予算額

- ・補正前予算額 27, 100, 865 千円
- ・補正額 399 千円
- ・補正後予算額 27, 101, 264 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・繰越金の増額 (399 千円)

【歳出】

- ・大津地方裁判所令和 4 年 (ワ) 第 384 号損害賠償請求事件に係る弁護士費用の計上 (399 千円)

③債務負担行為

- ・大津地方裁判所令和 4 年 (ワ) 第 384 号損害賠償請求事件に係る訴訟事務委託料について債務負担行為を追加

2 その他 1 件

□議第 82 号 財産の取得について (コミュニティバス車両)

次の財産を取得することにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 コミュニティバス車両
- 2 取得数量 1 台
- 3 取得金額 21, 955, 110 円
- 4 契約の相手方 滋賀県栗東市小柿三丁目 2 番 30 号
滋賀日野自動車株式会社 栗東支店
支店長 村林 喜裕
- 5 取得の理由 市のコミュニティバスとして使用している小型バスは、新規登録後 18 年を経過し、車両の老朽化が進んでおり、また、車両修繕のために必要な部品の入手も困難な状況であることから、これを更新するため、購入するもの。